

建設業許可申請提出書類・確認資料について (社会保険関係)

《発行》東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査係

登録番号(24)62

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎3階南側 03-5388-3353(直通)

建設業の社会保険加入推進の一環として、建設業法施行規則等の改正が行われました(平成24年5月1日公布)。これを受け、次のとおり新たな取組みがスタートしました。

○ 平成24年11月1日より、許可申請書に保険加入状況を記載した書面及び確認資料の添付が必要となりました。※

○ 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

※ 平成24年11月1日以前に申請に来られた方も、受付が11月1日以降になる場合は、上記書面及び確認資料の提出が必要になります。

・目的は・・・

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業(社会保険未加入企業)が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての社会保険加入状況の確認・指導を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的としています。

・社会保険加入義務のある営業所(適用事業所)とは・・・

健康保険・厚生年金保険については、法人の事業所(営業所)及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所(営業所)が適用事業所に該当します。

雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所(営業所)が適用事業所に該当します。

様式の「保険加入の有無」の欄は、加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載します(適用除外については、「建設国保に加入している場合は…」参照。)

・支店等が一括適用の承認や継続事業の一括の認可を受けている場合は・・・

この場合、当該営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は「雇用保険」についてのみ「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は全ての保険について「本店（〇〇支店等）一括」と記載します。

・支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての社会保険加入の手続きを行っている場合は（一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）・・・

この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載します。

・建設国保に加入している場合は・・・

法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は、適用除外（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載）となります。

・書面の提出のタイミングは・・・

新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請時に提出して頂き、確認をすることとなります。

・未加入の場合は・・・

保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。

・様式（第二十号の三）の掲載先は・・・

東京都都市整備局ホームページ

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu_kyoka.htm

・問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査係

TEL 03-5388-3353～5（内線30-661, 662, 665, 666, 671, 672）

※加入手続きは・・・

労働保険（雇用保険）：

事業所の所在地を管轄する**労働基準監督署及び公共職業安定所**

社会保険（健康保険、厚生年金保険）：

事業所の所在地を管轄する**年金事務所**

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

1 提出書類(様式第二十号の三)記載例

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
営業所一覧表に記載した順に記載 本社 多摩支店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
	10人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載	()				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載	()				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
事業所整理記号及び事業所番号等を記載	()				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 ()					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

2 確認書類（提示） ※いずれも、申請時の直前のものであること

(1)健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つ

①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書

②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

(2)雇用保険の加入を証明する資料

労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書

3 参考

(1)健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書例

窓口納付の場合

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金 厚生保険

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金

平成 年 月 日

納付金額
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金

事業所管理記号 事業所番号

うち証券受領

会 計 額

平成 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

上記の合計額を預収しました。
(捺印日付印)

様

(納付者済し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

口座振替の場合

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号	事業所番号
納付目的年月	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定
健康保険料	厚生年金保険料
合 計 額	円

年 月 分 保 険 料	領収日	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子ども手当勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
合 計 額		円

年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(年金事務所)

様

(裏面へつづく)

(2)健康保険及び厚生年金保険の納入証明書例

別紙4

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	㊞
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 険 料			収納年月日	
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金		
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	
平成 年 月分				平成 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

㊞

(3) 労働保険概算・確定保険料申告書の控え例

[illegible]

(4) 労働保険概算・確定保険料申告書により申告した保険料の納入に係る領収済通知書例

[illegible]